

保留地 先着分譲要領

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地地区画整理事業

施 行 者 安 城 市

保留地先着分譲に関する要領

1 先着分譲にあたって

(1) 注意事項

- ア 先着分譲を希望される方は、この要領を熟読のうえ申し込みしてください。
- イ この要領に定めのない事項は、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地地区画整理事業保留地処分規則（平成18年安城市規則第10号）（以下「規則」といいます。）の定めるところによります。

(2) 資格

自己の居住する建物又は自ら使用する店舗、工場等の建物を5年以内に建築しようとする者

(3) 資格の制限

- ア 次に掲げる事項に該当する者（代理人を含む。）は、申し込みすることができません。
 - a 営利を目的として、保留地を売買の用に供しようとする者
 - b 未成年者（親権者の同意のある者を除く。）
 - c 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - d 過去に買受人となり売買契約を締結しなかった者
 - e 過去に売買契約を忠実に履行しなかった者又は契約の履行を妨害した者
 - f 暴力団員、暴力団関係者又は暴力団員若しくは暴力団関係者が役員となっている法人その他の団体

2 申し込み方法

(1) 申請手続き

ア 必要書類

- a 保留地買受申込書（所定の事項を記入し、提出してください。）
- b 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合のみ。）
- c 世帯全員の住民票（個人の場合のみ。）※マイナンバーの記載は必要ありません。
- d 登記事項証明書（法人の場合のみ。）
- e 委任状（代理人が申込む場合のみ。）

イ 注意事項

保留地買受申込書には、保留地の売買契約をする方の氏名を記入（法人にあっては法人名及び代表者名を記入）してください。申込者と異なる方との保留地の売買契約は認められません。

共有名義で保留地の売買契約を予定している方は、連名で記入してください。持分割合については、保留地の売買契約書に明記しますので契約締結時までに決定してください。

(2) 申込保証金の納付

- ア 申し込み時に20万円の申込保証金を納付する必要があります。
- イ 申込保証金の納付方法
 - a 申込保証金は、申し込み時に安城市発行の納付書により、市役所内の指定金融機関出張所にて納付してください。
 - b 申込保証金を納付されますと、金融機関等の領収日付印が押印された領収証書が発行されますので、区画整理課の窓口で納付の確認をさせていただきます。

3 保留地の売買契約の締結と引渡し

(1) 売買契約の締結

ア 売買契約時の必要書類等

- a 契約保証金の領収証書（金融機関等の日付印が押印されたもの）
- b 印鑑（実印、法人にあっては社印・代表者印）
- c 印鑑登録証明書
- d 売買契約に必要な収入印紙

契 約 金 額		印紙税額
1万円以上	50万円以下	200円
50万円超	100万円以下	500円
100万円超	500万円以下	1,000円
500万円超	1000万円以下	5,000円
1000万円超	5000万円以下	10,000円
5000万円超	1億円以下	30,000円
1億円超	5億円以下	60,000円

※令和6年3月31日までの作成（契約）分

- イ 申込者は、**保留地の売却決定の通知を受けた日から10日以内に保留地の売買契約を締結**していただきます。
- ウ 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、申込者（以下「買受人」といいます。）の負担となります。

(2) **契約保証金（売買代金の10パーセント以上の金額）**

ア 契約保証金は、売却決定時に安城市が発行した納付書により、納付してください。ただし、申し込みの際に納付していただいた申込保証金を契約保証金に充当しますので、その差額を納付していただきます。

イ 契約保証金には、利子を付しません。

ウ 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

(3) 売買代金の納付

売買代金は、保留地の売買契約を締結した日から60日以内に全額納付していただきます。ただし、売買契約の締結時に納付していただいた契約保証金を売買代金に充当しますので、その差額を納付していただきます。

(4) 契約の解除

契約保証金の納付期限までに契約を締結されない場合は、売却決定を取り消します。また、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。その際、納付された契約保証金はお返ししませんのでご注意ください。

ア 規則及び売買契約の条項に違反したとき。

イ 売買契約に定める納付期限までに売買代金を納付しないとき、又は納付する見込みがないと認められるとき。

ウ 買受人から売買契約の解除の申出があったとき。

(5) 保留地の引渡し

保留地は、売買代金を全額納付いただいた後に、**現状のままでの引渡し**となります。土地の引渡し以後は、買受人の責任において土地の管理を行ってください。

参 考

・金融機関の利用

保留地ローン

安城市は、保留地の購入資金について、金融機関と保留地担保協定を締結しております。令和6年1月25日現在、協定を締結している金融機関については、下表のとおりとなっておりますが、金融機関によって協定内容が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

あいち中央農業協同組合
愛知県中央信用組合
大垣共立銀行
碧海信用金庫
東海労働金庫
岡崎信用金庫
百五銀行
豊田信用金庫
西尾信用金庫

なお、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関（上記以外の金融機関も含む）より債務の譲受けをした場合も対象となります。（フラット 35）

（問い合わせ先）

安城市役所区画整理課桜井・三河安城係
電話 7 1 - 2 2 6 1 （直通）